



5教義第1150号

令和6年1月29日

各市町（学校組合）教育委員会教育長 様

愛媛県教育委員会教育長

綱紀の保持及び服務規律の徹底について（通知）

このことについては、平素から周知徹底に努めていただいているところですが、この度、公立学校に勤める教員が不同意性交等・映像送信要求の容疑で逮捕されるという事案が発生しました。1月24日には、「小学校事務職員による交通違反（速度超過）」「県立学校教職員による不適切な行為」により懲戒処分を行ったところであり、教職員が一丸となって県民の信頼回復に努めなければならない時期に、続けてこのような事案が発生したことは、極めて遺憾であります。

こうした事態を、教育に携わる全ての者が重く受け止め、教職員は児童生徒を守り育てる立場であることを深く自覚し、一日も早く信頼を回復できるよう、これまで以上に服務規律の厳正な遵守に教職員が一丸となって取り組む必要があります。

については、次の事項について、貴管下の所属教職員に、再度、周知徹底いただくとともに、チェックリストの改訂版を作成しましたので活用していただくなど、適切な指導をお願いします。

記

- 1 教職員としての品位を傷つけ、社会的信用を失墜することのないように、服務規律の厳正な遵守について教職員に訓示するとともに、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）やセクシュアル・ハラスメント、金銭問題、男女問題、交通事故・違反、体罰等の非違行為の未然防止を徹底すること。

特に、昨年11月30日付け5教総第431号「教職員の懲戒処分の指針の一部改正について」により、児童生徒性暴力等をした教職員は免職とすることを明確化した点について周知徹底すること。

- 2 学校は、生徒や教職員に関する個人情報を取り扱っていることを十分認識し、管理体制全般について再点検を行い、情報の適切な保管・管理を徹底すること。

- 3 服務規律の厳正な遵守が行われるよう、相談・指導体制の見直しを行い、管理職が教職員の抱える課題や問題点を把握してその解決を共に図り、非違行為につながることはないよう十分に留意すること。
- 4 あらゆる機会を活用して、非正規採用者を含む全ての教職員に服務規律の厳正な遵守を周知徹底するとともに、学校への所属感の高揚を図り、教育に携わる者としての倫理観・使命感・責任感を確固たるものとする。また、チェックリスト等を活用して、不祥事の発生を未然に防ぐ意識を常に高く持たせるとともに、相互に注意喚起する気運の醸成に努めること。
- 5 「教職員の懲戒処分の指針」を教職員に周知し、理解を深めさせるとともに、不祥事の結果、本人が社会的、経済的に制裁を受けるのはもちろん、家族にまで影響を及ぼし、生活を破綻させるといった事態を招いてしまうこと、そして何よりも、児童・生徒に大きな影響を与え、本県教育への県民からの信頼を大きく損ない、以後の教育活動に支障を生じさせかねないことなど、多大な影響を及ぼすことを十分認識させ、所属する全ての教職員一人ひとりの意識の向上を図り、教育公務員としての誇りを持って、自己の職責を全うすること。